

医政メモQ&A

個人情報保護法案とカルテ開示

個人情報に関し民間事業者や行政機関に適切な取り扱いを義務付ける個人情報保護関連5法案が5月6日衆議院本会議で可決され、5月23日の参議院本会議で可決、成立しました。

Q：どんな法律ですか？

A：個人情報保護関連5法案は

- ①個人情報保護法案（基本法）
- ②行政機関保有個人情報保護法案
- ③独立行政法人保有個人情報保護法案
- ④情報公開・個人情報保護審査会設置法案
- ⑤行政機関保有個人情報保護法案施行に伴う関係法整備法案 からなり

以下の付帯事項が決議されました。

- ①医療などの分野ごとに規制を厳格化する個別法整備の適否について、2年後の法案の全面施行までに結論を出す
- ②各省庁に制度運用に関する実務責任者を置くなど

Q：いつから施行されますか？

A：基本的な定義部分は近く施行されますが、個人情報取り扱い事業者の義務などを定めた部分や行政機関保有個人情報は、2年以内に施行されます。今後は規制対象となる民間事業者の範囲を示す政令を策定し、医療などの分野ごとに規制を厳格化する個別法整備の検討が進められます。

Q：ポイントは何かですか？

A：個人情報保護法案のポイントは

- ①主務大臣が個人情報取り扱い事業者を所管する。
- ②事業者に個人情報の適切な取り扱いを義務化し、違反には主務大臣が中止勧告や命令を行う。
- ③本人からの請求により事業者は情報の開示、訂正、利用停止に応じなければなら

ない。

④報道機関、著述業、学術研究機関等は義務規定の適用除外とする。

⑤報道を「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせる事」と初めて定義しました。

Q：医療との関連は？

A：カルテなどの診療情報も個人情報に該当し、本人からの求めに応じて診療情報を原則開示する必要があります。この法案では、個人情報を取り扱う事業者の対象は5000人以上の個人情報を持つものとされているため、殆どの医療機関が取り扱い事業者となります。しかし情報開示には「生存する個人」からの情報請求が必要になる事から、遺族等へのカルテ開示の課題もあり、5000人以下の個人情報を持つ新規医療機関の問題も含めて、現在厚労省内の「診療に関する情報提供のあり方に関する検討会」で検討中です。

Q：個人情報取り扱い事業者とは？

A：個人情報保護関連5法案で規定される「個人情報取扱事業者」に該当する民間医療機関については、新規に設立された医療機関以外、医療機関のほとんどが対象になります。また支払基金や国保連合会といった審査・支払機関も、個人情報取扱事業者になります。

Q：対象になる医療関係の個人情報の内容は？

A：同法案で保護対象になる医療機関での個人情報は、診療録、看護記録、手術記録、検査記録など「診療記録に記載される診療情報」で、これらは本人の求めに応じて原則開示対象になります。

Q：診療に関する情報提供のあり方に関する

検討会の検討内容は？

A：カルテ開示の法制化を検討していた厚労省の「診療に関する情報提供等のあり方に関する検討会」は4月28日独立した法制化を見送り、個人情報保護法案の「情報開示規定」の枠組みの中で対応する事としました。最終報告は早ければ5月中にもまとまる予定で、カルテなど診療情報を開示する際の新たなガイドラインも作成する方針です。個人情報保護法案では、本人からの個人データの開示要求に応じて本人に情報を開示する義務があるとしており、この規定に開示の法的根拠を求める考えです。しかしこの規定だと家族からの開示要求に応じる義務は生じない事になります。法制化は見送られましたが、検討会の報告書案には①カルテ開示：患者がカルテ開示を求めた場合は原則応じる。補足説明を求められた時は速やかに応じる。②拒否できる場合：第3者の利益を害する恐れがある場合。患者の心身の状態を著しく損なう恐れがある

場合。拒む場合は理由を説明しなければならない。③遺族に対する提供：患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に死亡するまでの診療経過、死亡原因などについて診療情報を提供しなければならない。カルテ開示を請求できるのは患者の相続人。患者の生前の意思などを十分に尊重する。④カルテ改ざん：カルテの訂正は訂正した者、内容、日時などが分るようにする。カルテの字句などを不当に変える改ざんは行ってはならない。などが診療情報の提供に関する指針案として提出されています。

カルテ開示に関して法制化は見送られましたが、今後個人情報保護法案をふまえ厚労省の「診療に関する情報提供等のあり方に関する検討会」で議論をされて行きます。是非とも注視しなければならない問題だと思われます。

(政策部長 藤原 秀俊)

